

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

子ども会等の資源回収にご協力ください

回収された資源はリサイクルされ、再生・再利用されます。下記日程で回収しますので、ぜひご協力をお願いします。回収時間までに自宅前にお出してください。回収が予定されていない地区の方は、宮宿地区の回収日に役場正面駐車場で引き取ります。分別のうえ、午前9時までにご持参ください。

▶回収可能な物

新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、衣類（スキーウェア、ダウンジャケット等の綿入りのものは不可）

▶問合せ先

税務町民課 町民係 ☎67-2119

回収地区	日 程	回収場所	回収時間
宮宿地区	10月14日（日）	役場正面駐車場	午前7：00～
四ノ沢地区		友和館駐車場	午前6：30～
和合地区		古楨集荷場	午前6：00～
古楨地区		送橋集荷場	午前6：30～
送橋地区		下芦沢公民館	午前7：00～
下芦沢地区		西船渡公民館	午前6：00～
西船渡地区		北部体育館駐車場	午前7：00～
大谷1～7・中沢・真中・舟渡・栗木沢地区			
大暮山地区	10月21日（日）	大暮山公民館	午前7：00～
大沼地区		大沼公民館	午前6：30～

第13回フットサル de 交流会参加チーム募集

フットサルと、名物の「豚汁」で交流します。ぜひあなたもチームを作って、参加してみませんか。

▶日 時

10月28日（日）午前9時～午後2時30分（予定）

▶場 所 健康増進センター（西部公民館隣）

▶参加対象

18歳以上の方。5～7人でチーム編成し、うち1人の女性が常時プレーしていることが条件。

▶参加料

1人につき500円（保険料、豚汁昼食代ほか）

※参加料は、申込み後、欠席となる場合はお返しできません。

▶申込み方法

所定の参加申込書が「創遊館（教育文化課）」「北部公民館」または「西部公民館」に準備してあります。必要事項を記入し、参加料を添えて10月19日（金）までお申込みください。

▶申込み・問合せ先

西部公民館 ☎67-2208

コンクリートブロック塀等の撤去に関わる費用を支援します

▶補助の対象

- 次のすべての項目に該当するコンクリートブロック、レンガ、大谷石などでできた塀や門柱の撤去工事
- ①町内に存在し、道路、公共施設に面する（一部が面する場合は、面する箇所のみ対象）撤去工事
 - ②基礎部分を含む高さが地盤面より1.2 m程度以上のもの（工事後は基礎を含む高さが地盤より1.2 m未満となること）
 - ③撤去工事について、町の他の補助金を申請または受給していないこと
 - ④国、県、町の事業に伴い、補償費等を受けるかわりに撤去するものではないこと
 - ⑤撤去事業後、新たに石、レンガ、コンクリートブロック等を積み上げて作る塀等を建築しないこと

▶補助金の額

- 次のいずれか少ない方の額で15万円を上限とする
- ①ブロック塀等の撤去工事に要した経費の2分の1
 - ②撤去したブロック塀等の面積1平方メートルあたり7,500円を乗じた額

▶申込み要件

- ・ブロック塀等が存在する敷地の所有者、または所有者の世帯員
- ・町内建設業者と工事請負契約をする方
- ・平成31年3月31日までに完了報告書を提出できる方
- ・町民税等に滞納がないこと

▶問合せ先

建設水道課 整備係 ☎67-2115

廃棄物の不法投棄は「犯罪」です！

○10月は「不法投棄及び海岸漂着ごみ削減強化月間」

村山総合支庁環境課では「不法投棄110番」を設け、多くの方から廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を受け付けています。不法投棄等を見かけた際には、右記へご連絡ください。

その際、投棄者の特徴や車両番号を控えていただければ、早期解決につながります。

不法投棄されたものは地域を汚すほか、川を流

れて、海岸まで汚します。みんなで不法投棄を撲滅しましょう！

○不法投棄110番

村山総合支庁保健福祉環境部環境課

☎023-621-8427（直通）

または、

朝日町役場税務町民課 町民係

☎67-2119（内線267）

平成30年度地価調査結果（朝日町関連）

▶対前年度変動率

	住宅地	商業地	工業地	全用途
町平均	▲1.9%	—	▲1.8%	▲1.9%
県平均	▲0.8%	▲1.2%	▲0.4%	▲0.9%

▶町基準地の標準価格

基準地の所在	本年価格	前年価格	変動率
大字宮宿字元宿1028番14外2筆	10,100円/㎡	10,300円/㎡	▲1.9%
大字大谷字東1447番1外1筆	5,800円/㎡	5,920円/㎡	▲2.0%
大字宮宿字下夕宿1222番2	7,730円/㎡	7,860円/㎡	▲1.7%
大字宮宿字清水600番15外1筆	4,320円/㎡	4,400円/㎡	▲1.8%

【地価調査とは】

各地域で基準となる土地（基準地）を選び、その適正な土地価格を公表し、土地を売買する際の目安にしてください。また、地価調査価格は、国・地方公共団体等が公共用地等を買収する場合の規準となる等、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

※地価調査結果については、役場で閲覧できます。また、県のホームページでもその内容を公開しています。

※一定面積以上の土地について、売買等の取引をする場合は届出が必要です。

▶問合せ先 政策推進課 総合戦略係 ☎67-2112